

事 務 連 絡
平成 27 年 8 月 10 日

一般社団法人 日本美容外科学会 (J3AS) 御中

厚生労働省医政局総務課

医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針
(医療広告ガイドライン) に関するQ&Aについて

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生
主管部(局)あてに送付いたしました。この点、ご丁知のうえ、傘下会員に
対する周知方よろしくご配慮願います。